

今村復興大臣の発言に抗議し大臣辞任を求める声明

2017（平成29）年4月7日

原発被害救済千葉県弁護団

団長 福武公子



- 1 今村雅弘復興大臣（以下、「今村復興大臣」という）は、今週4月4日に行われた閣議後記者会見において、福島第一原発事故後、避難指示区域外からの避難を強いられている原発事故被害者（以下、「区域外避難者」という）に対して、「それは本人の責任でしょう。本人の判断でしょう。」（自己責任かという質問に対して）「それは基本はそうだと思いますよ。」「裁判だ何だでもそここのところはやればいいじゃない。」などと発言した。
- 2 この記者会見については、今村復興大臣が記者に対して激高する姿が報道されており、その様子自体も復興大臣としての資質に疑問を抱かせるものであるうえ、同日夕刻、謝罪会見を行った際には、「感情的になった」と謝罪したものの、「客観的に言った」などとして避難が自己責任との見解を撤回しなかった。6日の衆議院復興特別委員会においても同様に謝罪したが、「自己責任」の言葉の使い方が良くなかったとして、「自己判断でやられるということ」などと釈明している。

これは、避難を強いられ続けている区域外避難者の現状に対する無知・無理解・偏見を、本来区域外避難者に寄り添うべき復興大臣が自ら示したものであるうえ、このような態度は、国自体の避難者切り捨て姿勢の表れといわざるをえない。
- 3 本年3月17日の前橋地方裁判所判決は、原発事故について、東京電力だけでなく国も「加害者」であるとしてその法的責任を認めただうえで、

区域外避難者が何らの落ち度もなく突然に平穏な生活を奪われた「被害者」であるとして、その避難を権利として認めたものであるが、今村復興大臣の発言は、この判決を真っ向から否定するものであるばかりか、全国の同種の集団訴訟における最初の司法判断をことさらに無視するもので、到底許されざる暴言である。本来、今村復興大臣は、まずもって、原発事故に対する謝罪と反省の弁があつてしかるべきであつた。

4 千葉地方裁判所で係属する同種の集団訴訟でも多数の区域外避難者が原告となっているが、一人として、自らの自由な判断で避難したり、避難元に帰らないでいる者はいない。いずれもが被ばくのリスクを回避するためにやむにやまれずに避難し、避難を継続しているのである。今村復興大臣は、国を代表する立場として区域外避難について発言するのであれば、まず、当事者である区域外避難者と直接会い避難の実情に真摯に耳を傾けるべきである。今村復興大臣が、そのような機会すら持たずに自己責任などと発言したことは、あまりに無責任な態度として非難を免れず、「一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることが出来るようにすることを旨として行われる復興のための施策」を所掌する復興大臣としては完全に不適格である。

5 我々は、原発事故被害者の被害救済と完全な賠償を求めるために活動する弁護団として、今村復興大臣の今般の発言に対し、憤怒をもって抗議し、直ちに復興大臣の職を辞するよう要求するものである。

そして、国は、自ら加害者として、すべての避難者・滞在者・帰還者に対する完全賠償を直ちに行うべきである。 以 上

<連絡先> 原発被害救済千葉県弁護団 事務局長 滝沢信

藤井・滝沢綜合法律事務所 電話 043(222)1831